老朽化した空家等を除却した土地の固定資産税等を減免します！

住宅を除却し更地にすると住宅用地特例がなくなり、その土地に係る固定資産税と都市計画税（以下「固定資産税等」）が高くなることが、空家等が放置される要因の一つといわれています。

深谷市では、地域の生活環境の改善を図ることを目的に、老朽化した空家等を除却した土地について、住宅用地特例が適用された場合と同様に固定資産税等を減免し、老朽化した空家等の除却の促進を図るものです。

1　要件（すべてを満たしていること）

- 令和２年１月２日から令和７年１月１日まで（５年間）に空家等を除却した土地
- 空家等の除却後に固定資産税等の住宅用地特例が適用されなくなる土地
- 除却した空家等が、昭和５６年５月３１日以前に工事着手した住宅であって、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を受けていないこと

※空家等…概ね１年以上の間、人が住んでいない、または使われていない住宅。
ただし、相続等により取得し、相続等の発生日から１年以内の住宅も含む。

2　対象者（法人等は対象外）

- 空家等を除却した土地の納税義務者で、市税に滞納がないかた。

3　減免額

〇空家等を除却し減免を適用したときの固定資産税等

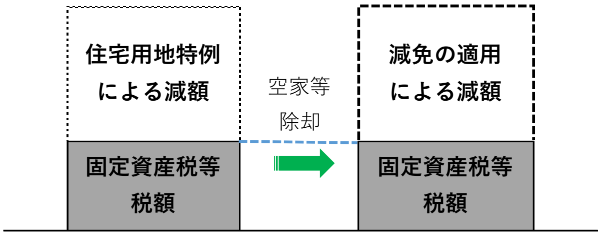

〇空家等除却の減免の適用により、住宅用地特例による軽減相当額を減免する。
（税額は変わらない）

【参考】空家等を除却したときの固定資産税等
（減免の適用がない場合）

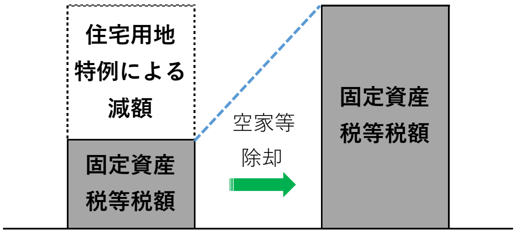

〇住宅用地については、特例措置により固定資産税等が軽減されているが、家屋を除却すると特例措置が外れる。**（税額が上がる）**

4　減免期間

該当する空家等を除却し、住宅用地特例が適用されなくなった年度から３年間

ただし、期間内でも次のいずれかに該当した場合は、その年度をもって減免期間を終了します。

- 対象の土地を適正に管理していない場合（雑草・樹木の繁茂など）
- 対象の土地に新たに建物を建てた場合
- 対象の土地を営利目的に使用している場合
- 売買等の理由（相続等は除く）により対象の土地の納税義務者が変更となった場合
- そのほか申請の要件を満たさないことが明らかになった場合

5　減免の適用

令和６年度課税分（賦課期日：令和６年１月１日）から

【問い合わせ先】深谷市 協働推進部 自治振興課 空家対策係　048-574-8597